



子どもの権利条約について

12月4日から10日までは、人権週間です。1948年12月10日、国連総会において世界人権宣言が採択されたことによるものです。先月、人権参観日を行いましたが、人権・同和教育については、日常的に取り組んでいかなければならないことだと考えています。特に、小学校では、相手に対する思いやりの心をもったり、優しく接したりする基礎的な人権意識の育成が大切です。今後も、道徳科、学級活動を中心に、学校教育全般で、子どもたちの人権意識の向上を目指していきたいと思います。

今回は、大人の私たちが、子どもたちに対して意識しておかなければならぬことについてお伝えします。「子どもの権利条約」についてご存じの方が多いと思います。これは、1989年11月20日に国連総会で採択され、締約国・地域は196に及びます。日本は1994年4月に批准しています。この子ども権利条約の理念を踏まえて「こども基本法（2023年4月施行）」も作られています。「子どもの権利条約」や「こども基本法」の詳細については、インターネット上に公的な資料がたくさんありますので、ご覧ください。



子どもの権利条約の4つの原則を右に示しています。差別がなく安心・安全に暮らせることが大事であることがよく分かります。

学校においては、いじめの芽を摘むことやいじめ問題が起きた時の対応を適切に行なうことが必要だと考えます。また、普段の活動の中で、自分の意見を自由に言える雰囲気をつくることや学校の中での居場所づくり、役割の確保も大切です。

家庭においても、学校同様、子どもの意見を聞くことが大事です。また、子どもの成長という点で、基本的な生活習慣の定着や適切な睡眠時間や食事も必要になってきます。

「子どもの権利条約」を改めてみてみると、大人も同様であることが分かります。もちろん、子どもは大人に比べて立場が弱いので、全く同じではありませんが、共通することがたくさんあります。「子どもの権利」について私たち大人が理解をした上で、子どもたちをどのように育していくのか、ということを考えていきましょう。

【子どもの権利条約の4つの原則】

【差別の禁止（差別のないこと）】

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

【子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）】

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

【生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）】

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

【子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）】

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

※日本ユニセフ協会HPより原文のまま抜粋

